令和２年（2020年）６月12日
交通対策調査特別委員会資料
都市基盤部交通政策課

自治体間の広域連携を活用したシェアサイクルの導入について

区内の公共交通を補完し、区民の移動利便性を向上させる移動手段として自治体間の広域連携が可能なシェアサイクルの導入について、事業者が決定及び事業実施に向けた考え方を整理したので報告する。

１　シェアサイクルの事業概要

（１）事業者

株式会社ドコモ・バイクシェア

（２）実施内容及び役割分担

中野区（事業主体）

・事業費の負担（広域連携に必要な自転車200台の確保、ポート設置費用など）
・公有地におけるポート設置場所の確保への協力
・区報や区ホームページによる広報・周知活動
・行政機関等との関係者協議・調整（広域連携自治体とのシステム利用・協定締結、公共施設管理者等との施設利用に関する協議等）

株式会社ドコモ・バイクシェア（運営主体）

・サービスの管理運営全般（システム構築・運用、車両の維持管理、ポートの設置及び維持管理、ポート間の車両移動及び適正化、安全利用の啓発など）
・民有地におけるポート設置場所の確保
・リーフレットの作成・配布や事業者ホームページによる広報、周知活動
・利用状況などのデータ集計・分析及び区への報告

２　事業実施に向けた考え方

（１）ポートの設置箇所　（設置候補地は別紙のとおり）

公有地：公園、道路、区有施設（自転車駐車場等）
民有地：民間建物、コンビニエンスストア等
（事業者が候補地を調査し、区に報告・調整したうえで確保）

（２）ポートごとの自転車配置台数

１ポートあたり５～10台を目安に配置（ポート設置場所の広さ、利用想定などの条件を勘案して個別に調整）

３　今後の予定

令和２年７月中旬以降	シェアサイクル事業開始（開始時：約10ポート　約100台、年度末：約20ポート　約200台） 広域連携自治体との協定締結
令和３年度以降	前年度の結果を検証し事業継続・拡大を検討（車両及びポートの増設）

別　紙

公有地及び民有地におけるポート設置候補地

ポートの設置箇所については、「広域的な自転車ネットワークとなる幹線道路系との接続性」、「自転車通行帯、ナビマーク等がある道路との接続性」、「ポート設置箇所周辺の安全性、利用者の利便性」等に配慮し、公有地及び民有地候補地を選定した。

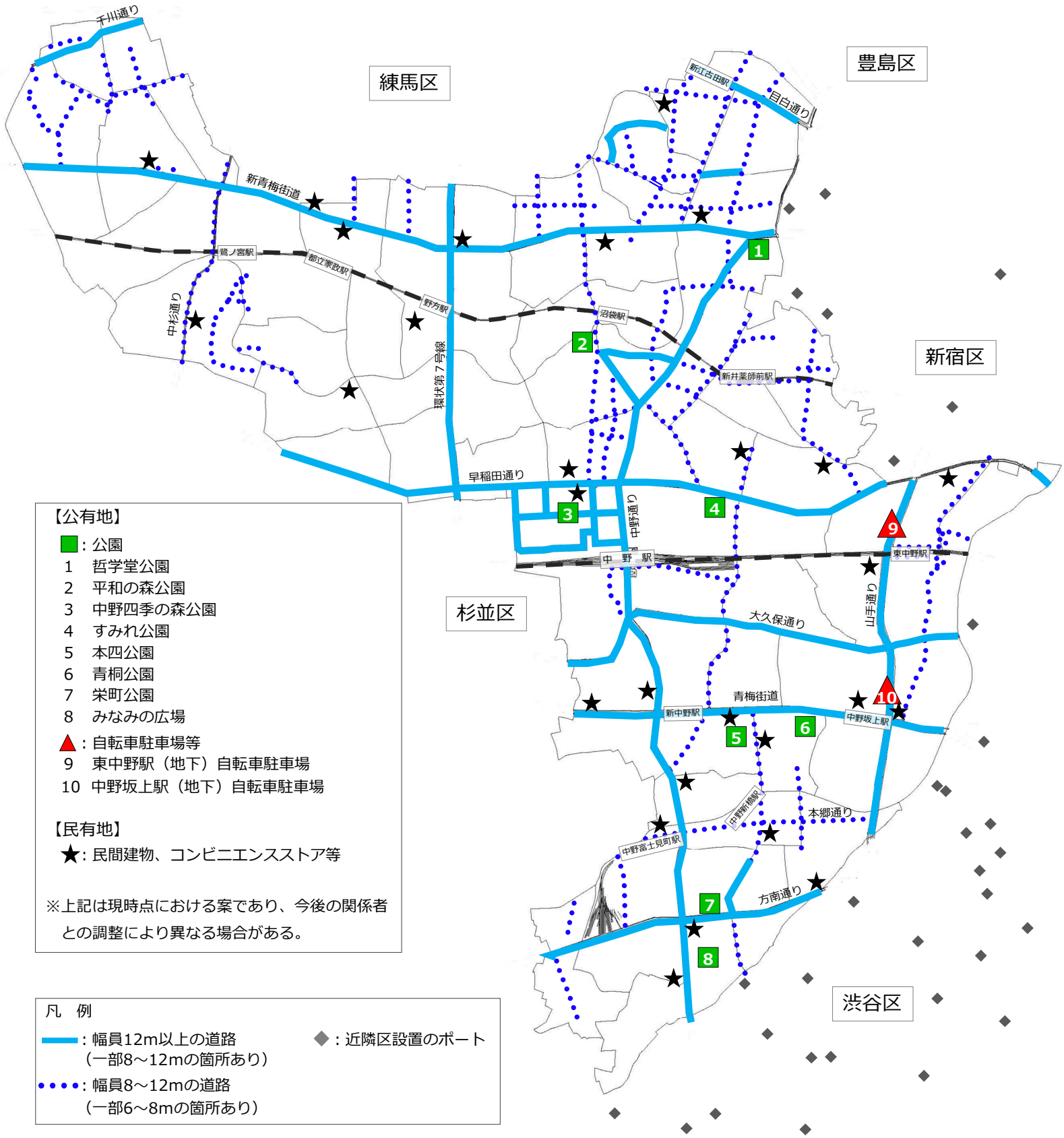

【公有地】

■：公園
1　哲学堂公園
2　平和の森公園
3　中野四季の森公園
4　すみれ公園
5　本四公園
6　青桐公園
7　栄町公園
8　みなみの広場

▲：自転車駐車場等
9　東中野駅（地下）自転車駐車場
10　中野坂上駅（地下）自転車駐車場

【民有地】

★：民間建物、コンビニエンスストア等

※上記は現時点における案であり、今後の関係者との調整により異なる場合がある。

凡　例

：幅員12m以上の道路（一部8～12mの箇所あり）

：幅員8～12mの道路（一部6～8mの箇所あり）

◆：近隣区設置のポート